

山梨県公報

号外第十三号

平成三十年

三月三十日

金 曜 日

目 次

条 例

○山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第三十一号）（人事課）

1 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、次の条例について規定の整理をすることとした。

- (一) 山梨県職員給与条例
- (二) 山梨県学校職員給与条例
- (三) 山梨県職員の退職手当に関する条例
- (四) 山梨県警察職員給与条例

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第三十一号

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

- 一 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）第十六条第三項
- 二 山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）第十四条の二第三項

- 三 山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）第七条第五項第二号

四 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）第十七条第三項

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

発行者 山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番